

要介護・要支援認定の申請をされるみなさまへ

「主治医意見書予診票」にご協力ください。

介護保険サービスの利用に必要な**要介護・要支援認定**を行う場合、三次市が行う**認定調査**とあわせて、主治医の**主治医意見書**が必要となります。

主治医意見書は、主治医が医師としての見地から、あなたのお身体等の状態についての意見を三次市に対して提供するもので、あなたの状態をより客観的に判断するための書類です。

主治医意見書は、主治医が診察して作成しますが、その一部については、あなたの日頃の生活状況を伺ったうえで作成する必要があります。

主治医意見書予診票（別紙）は、**主治医意見書**がより円滑かつ正確に作成できるよう、あらかじめ、みなさまの日頃の生活の状況を中心に整理していただいております。

診察の際にこの**主治医意見書予診票**を提出いただくことで、主治医があなたの状態をより理解したうえで**主治医意見書**を作成することができますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

○主治医意見書予診票の記入にあたって

- あなたの日頃の状況を記入してください。
- 答えにくい質問もありますが、認定に必要な項目ですので、ご容赦ください。
- 「答えがわからない」、「答えたくない」質問については、空欄のまま提出してください。
- 申請される方ご本人が記入できない場合は、ご家族などご本人の状態が分かる方が記入いただいても結構です。
- 記入された**主治医意見書予診票**は、診察時に主治医にお渡しください。

○主治医意見書予診票に関するお問い合わせは、次までお願いします。

三次市福祉保健部高齢者福祉課
電話番号（0824）62-6387

◎生活の状況

○屋外で歩けますか。

独りで歩ける ・ 介助があれば歩ける ・ 歩けない

○車いすを使っていますか。

使っていない ・ 自分で操作している ・ 押してもらっている

○杖や押し車を使っていますか。

使っていない ・ 屋外で使っている ・ 屋内で使っている

○食事は自分でできますか。

できる ・ 何とかできる ・ できない

○食事中むせることがありますか。

ない ・ ある（週 回程度）

○日頃、何時にお休みですか。

午前 ・ 午後 時頃

○日頃、何時にお目覚めですか。

午前 ・ 午後 時頃

◎行動の状態

※ 以下の設問の中には、不愉快なものもありますが、認定では、あなたの行動の状態を確認することが非常に重要ですので、ご了解ください。

○物忘れすることがありますか。

ない ・ 時々ある ・ もの忘れがひどい

○毎日、自分の判断で生活することができますか。

できる ・ 何とかできる ・ できない

○自分の思いを相手に伝えることができますか。

できる ・ 何とかできる ・ できない

○介護に抵抗または拒否することがありますか。

ある ・ ときどきある ・ ない

○気が付いたら、理由も無く外出することがありますか。

ある ・ ときどきある ・ ない

○コンロやストーブの消し忘れがありますか。

ある ・ ときどきある ・ ない

○その他介護に関して困っていることがあれば、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

この書類は主治医の診察の際にお渡しください。